

令和7年6月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年6月30日（月曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美
山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世	土器 三紀夫
中津 ゆみ子	中津 富夫	米倉 千春	山口 長徳
鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美
上村 ゆかり			

欠席委員

【農地利用最適化推進委員】

下原 小夜子

事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	松田 篤志	農地調整係主査	宮原 直子
農地調整係主任主事	中村 清人	農地調整係主事	遠目塚 壘

議 題

報告第 5 号 農地等の合意解約について

議案第 9 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について

議案第12号 非農地証明願いについて

事務局長	ただいまから、令和7年6月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立をお願いします。 一同礼。（一同礼） おはようございます。 ご着席ください。 まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。
会長	（挨拶及び会務報告）
会長	次に、委員の出席状況を報告します。 下原委員から今日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。 よって、ただいまの出席者は農業委員10名、農地利用最適化推進委員17名で、計27名で定足数に達しています。
議長（会長）	これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に竹下会長代理と新原委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第5号並びに議案第9号から議案第12号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いします。
事務局長	（議案朗読）
議長（会長）	議案の朗読が終わりました。 これより報告及び議案の審議に入ります。 まず、報告第5号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第5号「農地等の合意解約について」説明します。

議長（会長）	議案書 1 ページです。 今月の合意解約件数は 15 件です。 2 ページです。 令和 7 年 6 月分の合意解約一覧については、ご覧のとおりです。 今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。 引き続き 2 ページをご覧ください。 整理番号 1 番ですが、所有者が自作するため解約するものです。 続いて、整理番号 4 番ですが、今後売却する予定のため解約するものです。 続いて、整理番号 6 番から 10 番ですが、耕作者変更に伴う解約です。 次 3 ページです。 整理番号 11 番から 13 番ですが、 耕作者変更に伴う解約です。 以上ご報告します。 ただいま説明が終わりました。 ここで、整理番号 14 番の申出人の一人が〇〇委員と同居する親族です。 よって、整理番号 14 番は農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、整理番号 14 番について、各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）

議長（会長）	それでは、整理番号１４番を除く報告第５号について質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、報告第５号の質疑を終結します。
事務局	次の議案に入ります。 議案第９号「農地法第３条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第９号、「農地法第３条の規定による許可申請について」説明します。 議案書４ページです。 今月の許可申請件数は、所有権移転１５件、権利の設定１件、計１６件となります。 申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略をご説明します。 次の５ページです。 整理番号１番。 田１筆、５０８平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号２番。 田１筆、９８０平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号３番。 ５ページから６ページです。 田２筆、畑１筆、計３筆、８，２５４平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、田中委員の掘り起こしです。

	整理番号4番、畑1筆、934平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、山下委員の掘り起こしです。 また、農地所有適格法人の取得となります。 次の7ページです。 整理番号5番。 田1筆、1,229平米で、備考欄のとおり、米倉委員の掘り起こしです。 また、この案件は調停による代物弁済で、価格は総額〇〇〇円です。 ここで、代物弁済について説明します。 代物弁済とは、債務者が本来の弁済に代えて別の物を債務者に引き渡すということで、債務を消滅させるものです。 今回は、金銭の債務に代えて農地を引き渡す代物弁済で、農地の所有権移転ということで、農地法3条の許可申請があがってきたものです。 小林簡易裁判所の調停調書が申請書と併せて提出されています。 続いて、整理番号6番。 7ページから8ページです。 田3筆、畑1筆、計4筆、1,477平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 受け人は、今回初めて農地を取得する方ですので、営農計画書が併せて提出されています。 続いて、整理番号7番です。 8ページから10ページです。 田9筆、畑2筆、計11筆、7,792平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 続いて11ページです。
--	---

	整理番号 8 番。 田 3 筆、3, 0 3 4 平米の贈与です。 続いて、整理番号 9 番。 1 1 ページから 1 2 ページとなります。 田 1 筆、1 5 5 平米で、備考欄のとおり、整理番号 1 0 番との等価交換となります。 整理番号 1 0 番。 田 1 筆、1 4 0 平米で、備考欄のとおり、整理番号 9 番との等価交換となります。 続いて、整理番号 1 1 番。 田 1 筆、4 1 0 平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号 1 2 番。 1 2 ページから 1 3 ページです。 田 1 筆、7 5 7 平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号 1 3 番。 1 3 ページから 1 4 ページです。 田 3 筆、畑 1 筆、計 4 筆、3, 8 0 7 平米の贈与です。 備考欄にありますように、〇〇〇に 7, 8 4 9 平米の耕作地があります。 続いて、整理番号 1 4 番。 田 1 筆、1, 8 9 3 平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号 1 5 番。 1 4 ページから 1 5 ページです。 畑 4 筆、7, 4 0 3 平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。
--	--

議長（会長）	続いて、16ページです。 権利の設定になります。 整理番号1番。 田3筆、6,880平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、議案第5号の合意解約、整理番号○番、○番との関連です。 耕作者変更に伴うものです。 以上所有権移転15件、権利の設定1件、計16件です。 ただいま事務局の説明が終わりました。 ここで、議案第9号は、各担当委員に現地確認等をしていただいています。 農地の現地確認と申請人「受け人」の確認状況について、各委員から報告をお願いします。
吉田委員	まずは、所有権移転、整理番号1番の農地及び申請人「受け人」の報告を、吉田委員をお願いします。 整理番号1番について報告します。 申請農地は、○○○自治会内にあります。 基盤整備はされていませんが、形状は四角で良好でした。 周辺一帯は田んぼです。 日照、接道、用排水も良好です。 受け人の営農状況は、稲作主体の専業農家で、娘さん夫婦などと一緒に農作業をされているそうです。 しかし、後継者としてされるかは今のところわからないということです。 渡し人との関係は、隣の田んぼを作っている知人だそうです。 受け人は、所有農地について畦や用水管理も適切に管理されていて問題ないと判断します。 以上報告します。

議長（会長） 吉田委員	次に、所有権移転、整理番号２番の農地の報告を吉田委員に、申請人「受け人」の報告を森永委員にお願いします。 まずは、整理番号２番の農地の報告を吉田委員にお願いします。 整理番号２番について報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。 基盤整備はされていませんが、長方形の形状の良い田んぼです。 周辺一帯は田んぼです。 日照、接道、用排水も良好です。 申請地は現在基盤整備の工事が始まったところで、現在は何も作付されてありませんでした。 以上報告します。
議長（会長） 森永委員	次に、整理番号２番の申請人「受け人」の報告を、森永委員にお願いします。 整理番号２番について、受け人の状況について報告します。 ６月２２日、日曜日に訪問しました。 営農状況については、稲作を中心とした兼業農家です。 渡し人との関係については他人です。 後継者もあり、取得後は田んぼを作るということでした。 所有農地の用水管理等については良好です。 以前から基盤整備前から買って欲しいということで話があったということを聞いています。
議長（会長） 田中委員	次に、所有権移転、整理番号３番の農地及び申請人「受け人」の報告を田中委員にお願いします。 所有権移転、整理番号３番について調査報告をします。 ２３日昼に受け人宅を訪問しました。 申請地は、〇〇〇自治会の〇〇というところにあり、畑、水田を確認しました。 それで、どちらも受け人の自宅の近くにあり、便利は良いところ

議長（会長）	後継者は、現在のところいないということです。 取得後については、畑で野菜を作りたいと話をされていました。 所有農地の畦畔の管理については良好です。 地域との調和については、非常に良好な方だと思います。 以上報告終わります。
米倉委員	次に、所有権移転、整理番号5番の農地及び申請人「受け人」の報告を米倉委員にお願いします。 整理番号5番について、農地と受け人について報告します。 申請農地は、〇〇地区の〇〇神社の北側で一段下になります。 基盤整備はされておらず、農地の形状は台形に近い状態です。 南側に竹林と溝があり、一部日照が良くありません。 接道、用排水は良好です。 続いて、受け人について報告します。 本人は〇〇歳と高齢ですが、息子さん夫婦、孫さんと三代にわたって営農に取り組まれています。 渡し人との関係は、知人の息子さんです。 現在、ほ場には何も作付されていませんでしたが、今後はWC Sを作られるそうです。 地域との調和も良く、所有農地の畦畔等の管理も良いです。 何ら問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号6番の農地の報告を上村委員に、申請人「受け人」の報告を津口委員にお願いします。 まずは、農地の報告を上村委員にお願いします。
上村委員	整理番号6番の農地計4筆について報告します。 申請農地は、〇〇〇〇自治会にあります。 基盤整備はされていません。 宅地と水田が混在した場所で、南側は地区の墓地でした。 日照、接道は良いですが、用排水はありません。

議長（会長）	何年も手付かずのようで、木や草が生い茂っていました。 以上です。 次に、整理番号6番の申請人「受け人」の報告を津口委員にお願いします。
津口委員	整理番号6番の受け人の状況について報告します。 受け人は、〇〇〇自治会に住んでいます。 受け人の営農状況は、会社員で、〇〇〇で働いています。 後継者はいます。 渡し人との関係は他人です。 取得後は、果樹、栗を作りたいということでした。 地域との調和については、受け人は会社員ですが、営農にも一生懸命に取り組まれており、何ら問題ないと判断しました。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号7番の農地の報告を岩屋委員に、申請人「受け人」の報告を上村委員にお願いします。 まずは、農地の報告を岩屋委員にお願いします。
岩屋委員	整理番号7番の農地計11筆について報告します。 申請農地は、〇〇自治会内にあります。 周囲一帯は、基盤整備が行われた水田です。 〇〇の〇〇神社に行く農道を隔てた南側と北側にあります。 総会の資料に書いてある順番で報告します。 地番の〇〇〇番は、宅地と水田が混在した場所にありますが、形状は良いです。 〇〇〇番〇と〇〇〇番は、川内川寄りで鍵型ですが、1枚になっていました。 〇〇〇番と〇〇〇番は2筆並んでいます。 長方形で、形状は良いです。 前の2筆と向かい合わせです。 〇〇〇番は宅地が混在した場所にあり、接道は良いですが、雑草

議長（会長）	が生えていました。 〇〇〇番と〇〇〇番は畑です。 すぐそばに人家があり、木が大きく、農地に影響があると思います。 進入路も雑草が生えていました。 〇〇〇番〇と〇〇〇番と〇〇〇番は、〇〇神社の北側にあり、形状は良く、〇〇〇番〇と〇〇〇番は隣り合わせにあり1枚になっていました。 〇〇〇番と〇〇〇番、〇〇〇番を除いた田は、稲が作付けしてありました。 以上報告します。 次に、整理番号7番の申請人「受け人」の報告を上村委員にお願いします。
上村委員	受け人について報告します。 受け人は、稲作主体の専業農家です。 渡し人との関係は知人です。 後継者は息子さんがいますが、今のところはわからない状態です。 取得後は稲作をされるそうです。 受け人は、所有農地についての畦や用水路の管理も適切に管理されており、問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号8番の農地及び申請人「受け人」の報告を岩屋委員にお願いします。
岩屋委員	整理番号8番の申請農地と受け人の両方を報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあり、周囲一帯は基盤整備済みの水田です。 3枚並んでいますが、〇〇〇番と〇〇〇番は1枚になっています。

議長（会長）	現在稲が作付けがしてありました。 受け人の営農状況は、酪農と稲作主体の専業農家です。 後継者もいます。 渡し人との関係は親戚です。 所有農地は畦や用水路の関係も管理も行き届いており、地域の奉仕作業等も積極的に協力されています。 問題ないと判断します。 次に、所有権移転、整理番号9番の農地及び申請人「受け人」の報告を田上委員にお願いします。
田上委員	整理番号9番について、農地と「受け人」の報告をします。 この土地は、〇〇自治会内にあります。 〇〇〇の国道沿いの〇〇〇〇〇と〇〇〇の南側の水田地帯に位置しています。 形状は良いです。 受け人に関しては、専業農家で所有農地の管理も良く、地域との調和も問題ないと思います。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号10番も同様に、農地及び申請人「受け人」の報告を田上委員にお願いします。
田上委員	続いて、10番の報告をします。 〇番と〇〇番の水田は隣接していて、交換することにより形状の良い四角形の水田になるところです。 現在はもう交換済みの状態で、それぞれ作付けがしてありました。 受け人については、専業農家で、所有農地の管理も良く問題ないと思います。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号11番も同様に、農地及び申請人「受け人」の報告を田上委員にお願いします。
田上委員	整理番号11番について報告します。 申請農地は、〇〇自治会内にあります。

議長（会長） 吐師委員	申請地及びその周辺の状況は、基盤整備はされていません。 周辺は、西側が畑、東、南が水田、北側が宅地で、受け人の営農状況は、〇〇業をしながら露地野菜を作付されています。 後継者の方も一緒に営農されています。 地域との調和については、所有農地の管理は良いところもあり、良くないところもあります。 今回の場所は、自宅の前なので問題ないと思います。 ここの自宅前の土地に関しては、以前よりもし売却されるのであれば売ってほしいとのことで、渡し人の希望が10アール当たり〇〇〇円で受け人も了承され、今回の売買に至ったところです。 次に、所有権移転、整理番号12番の農地及び申請人「受け人」の報告を吐師委員にお願いします。 整理番号12番の農地を報告します。 農地は、〇〇〇自治会内にあります。 基盤整備はされていません。 農地の形状は、長方形でとても良かったです。 申請農地の周辺は、西が宅地になってましたが、その周りは田んぼでした。 日照、接道も良好です。 用排水も良好です。 現在の農地には水稻が作付されてありました。 続いて、受け人の報告をします。 受け人も〇〇〇自治会内にいます。 兼業農家です。 〇〇をしながら田んぼを作ってるということでした。 渡し人との関係は知人ということです。 後継者の有無については、近くに息子さんがいるそうです。 取得後の利用状況については、これからも田んぼとして利用する
---------------------------	--

議長（会長）	ということです。 また、農地所有の畦畔の管理も良好だと思います。 次に、所有権移転、整理番号13番の農地の報告を土器委員に、申請人「受け人」は市外在住者のため、事務局に報告をお願いします。
土器委員	まずは、農地の報告を土器委員にお願いします。 整理番号13番の農地4筆について報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会にあります。 基盤整備はしてありません。 申請農地周辺の状況は田んぼと山です。 日照は良いですが、用排水が悪いです。 用排水は時期によって良いかもしれませんが、年間を通じて良くはないようです。 4筆のうち〇〇の〇〇〇番〇は、渡し人の家の後ろで、田植えの準備中でした。 〇〇〇番〇は、渡し人が贈与された屋敷の畑で、渡し人の家庭菜園の跡だろうと思ったのですが草が生えていました。 次いで、〇〇〇番は家から300メートルくらい後ろの田んぼで、田植えの最中でした。 〇〇〇番は、〇〇〇の方へ向かって右側に下りる農道がありますが、それに沿って3枚の田んぼが続いていて、形状は良くありません。 きれいに草を払って、田植えがしてありました。 〇〇〇番は、〇〇〇番の小川沿いを50メートルぐらい奥の方の小さい田んぼで、草が生い茂っていましたが、確認したら後で草払いをしますということでした。 以上報告します。
議長（会長）	次に、整理番号13番の申請人「受け人」の報告を事務局にお願い

事務局	いします。 整理番号13番の受け人について報告します。 受け人の居住地は、〇〇〇の〇〇で、譲渡人との関係は遠い親戚に当たるとのことです。 営農状況としては、〇〇〇より認定農業者の認定を受けておられ、営農計画の内容としては、稲作主体の経営で5年後の目標年である令和11年に稲作〇〇町歩を耕作し、生産量〇〇トンを目指とされています。 また、現在〇〇〇内で7,849平米の耕作をされています。 後継者については、小学校〇年生の息子さんがいますが、現時点では後継者としては未定とのことでした。 農地取得後の利用としては、他は水稻の作付け、畑はネギの作付けを予定しているということでした。 地域との調和については、隣接農地の所有者などとのトラブルもなく良好な関係性を保たれているので、良好と判断します。 以上報告します。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号14番の農地の報告を永田委員に、申請人「受け人」の報告を鶴田委員にお願いします。
永田委員	まずは、農地の報告を永田委員にお願いします。 整理番号14番の田1筆の報告をします。 場所は、〇〇地区で、田んぼは〇〇〇〇内にあります。 〇〇〇〇の前のT字路を〇〇の方に向かいますと、ちょうど〇〇〇〇のど真ん中に交差点があります。 その交差点を〇〇の方に200メートル行った通路の右側の2番目の田んぼでした。 条件はすべて整っています。 完璧な田んぼでした。 以上報告します。

議長（会長）	次に、整理番号14番の申請人「受け人」の報告を鶴田委員にお願いします。
鶴田委員	整理番号14番について報告します。 受け人は、〇〇自治会内に住んでおり、兼業農家です。 水稻が主力です。 勤務先は、〇〇〇〇〇〇〇〇に勤務とのことでした。 後継者については、まだ若いので考えていないとのことでした。 渡し人との関係は親戚であるとのことでした。 地域との調和については、積極的に近隣との調和を大事にしていこうということでした。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号15番の農地及び申請人「受け人」の報告を山下委員にお願いします。
山下委員	整理番号15番について報告します。 まず、申請農地ですが、非常にわかりづらいところで、ようやく辿り着いた場所は、〇〇〇〇自治会の中にあり、ずっと上の方に〇〇〇がありますが、〇〇〇から南の方に約300メートル行った山の中です。 林道をずっと登って行きますと、開けた畑があつて、約3町歩ぐらいの畑ですが、その一角の7反歩ぐらいです。 基盤整備はされていませんが、農地の形状については、台形の土地が2筆あり、やや良いような状態です。 申請農地の周辺については、西側、南側が山林で、東側は畑となっています。 日照については良好です。 接道についても林道を登って行く部分で、良好だと思います。 用排水については、雨水が流れるような状態ではあります。 申請農地は、現在何も作付されておらず、荒地のような状態でした。

議長（会長）	以上農地の報告を終わります。 続いて、受け人「申請人」について報告します。 営農状況は、専業農家です。 渡し人との関係は知人で、後継者はいます。 取得後は野菜を作るということです。 所有地の畦畔については良好です。 地域との調和についても良好です。
永田委員	次に、権利の設定、整理番号1番の農地のうち〇〇番〇の報告を永田委員に、〇〇〇番と〇〇〇番の報告を杉元委員に、申請人「受け人」の報告を土器委員にお願いします。 まずは、農地の〇〇番〇の報告を永田委員にお願いします。 整理番号1番、田3筆の報告をします。 地区名は〇〇です。 田んぼも〇〇〇〇内にあります。 〇〇〇〇前のT字路を入りまして、〇〇の方に向かいますと、踏切があります。 その踏切の手前を〇〇方面へ200メートルぐらい行ったところの通路を左手の方に曲がりますと、2番目の田んぼです。 3筆になっていますが、田んぼは1枚の田んぼでした。 とても広い田んぼでした。 ここも条件はすべて整っています。 立派な田んぼでした。 以上報告します。
議長（会長）	次に、農地のうち〇〇〇番と〇〇〇番の報告を杉元委員にお願いします。
杉元委員	農地の迫田の2筆について報告します。 農地は〇〇自治会内にありますが、踏切のすぐ北側になります。 東、西、南側は水田で、北側は住宅地になっています。

議長（会長）	質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号７番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	これより所有権移転、整理番号７番を除く議案第９号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第９号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 次に、議案第１０号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第１０号「農用地利用集積等促進計画（農地中間

	管理権設定等)」について説明します。 17ページです。 今月の計画件数は23件です。 申出人の住所、氏名、借賃、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略します。 資料の18ページです。 整理番号1番。 田3筆、1,295平米の賃貸借です。 整理番号2番。 畑1筆、3,644平米の賃貸借です。 整理番号3番。 畑1筆、6,080平米の使用貸借です。 整理番号4番。 畑1筆、619平米の賃貸借です。 整理番号5番。 田6筆、1,928平米の賃貸借です。 整理番号6番。 田1筆、990平米の賃貸借です。 整理番号7番。 田1筆、1,886平米の賃貸借です。 整理番号8番。 田1筆、540平米の賃貸借です。 整理番号9番。 田1筆、2,637平米の賃貸借です。 19ページです。 整理番号10番。 田4筆、2,479平米の賃貸借です。 整理番号11番。
--	---

	田3筆、2, 457平米の賃貸借です。 整理番号12番。 田1筆、248平米の賃貸借です。 整理番号13番。 田1筆、1, 957平米の賃貸借です。 整理番号14番。 田2筆、2, 747平米の賃貸借です。 整理番号15番。 畑2筆、5, 382平米の賃貸借です。 整理番号16番。 畑3筆、2, 029平米の賃貸借です。 整理番号17番。 畑1筆、2, 168平米の賃貸借です。 20ページです。 整理番号18番。 田4筆、3, 093平米の賃貸借です。 整理番号19番。 田1筆、868平米の賃貸借です。 整理番号20番。 畑2筆、883平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしです。 整理番号21番。 田2筆、2, 470平米の賃貸借です。 整理番号22番。 田4筆、1, 574平米の使用貸借です。 整理番号23番。 田3筆、5, 067平米の賃貸借です。 なお、所有者と耕作者が同じ契約がありますが、これは基盤整備
--	---

議長（会長）	に伴い集積率を上げる必要があるため、本人同士での農地中間管理事業を通した契約になっています。 以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。 ただいま、事務局の説明が終わりました。 これより議案第１０号の審議に入ります。 ここで、整理番号２番の受け手は、〇〇委員が役員を務める法人です。 よって、整理番号２番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、〇〇委員の退席をまとめて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、整理番号２番について、各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号２番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よってお諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	それでは、整理番号２番を除く議案第１０号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。

議長（会長）	質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号２番を除く議案第１０号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって議案第１０号は、お諮りのとおり決定します。 また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。
事務局	次に、議案第１１号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第１１号「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)について」説明します。 ２１ページです。 この議案は、農地中間管理機構の売買事業の案件で、農地を出してから農地中間管理機構が買い入れまして、受け手に売り渡すという事業となります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、別紙農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものです。 本案件の申請件数は２件です。 ２２ページです。 説明に入る前に、資料の修正をお願いします。 整理番号１番の事業区分について、「支援事業（即売）」と記載し

	ていますが、正しくは「一般事業（即売）」となりますので、修正をお願いします。 大変申し訳ありませんでした。 それでは、申請内容について概略を説明します。 整理番号1番、事業区分は、「一般事業（即売）」です。 申請農地は、田1筆、1, 247平米で、農振は青地です。 対価は〇〇〇円です。 受け手は、認定農業者で、稲作、露地野菜などを耕作する複合経営です。 農地取得後の利用としては、水田を予定されています。 担い手区分をご覧ください。 これは、売買事業を活用できるかどうかの要件の欄になります。 申請対象農地が、中央農地の地域計画内の農地であり、受け人は中央農地の地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を充たしていると判断しています。 また、事業区分について説明します。 表の左端になります。 事業区分の欄をご覧ください。 事業を活用する際の農地の出し手、受け手による手数料の負担割合については、手数料が2%の場合は「支援事業」、手数料が2.5%となる場合は「一般事業」となります。 整理番号1番が支援事業の要件に該当するか確認したところ、半径500メートルの範囲内に、概ね0.5ヘクタール以上の農地があるかどうか、いわゆる「団地化要件」に該当しなかったため、一般事業と判断しています。 続いて、整理番号2番です。 事業区分は、一般事業の即売です。 申請対象農地は、畑1筆、7, 247平米で、農振は青地です。
--	---

議長（会長）	対価は〇〇〇円です。 受け手は、認定農業者であり、農地所有適格法人です。 主として、ブロイラー養鶏の経営を行っており、繁殖牛の経営も行っています。 農地取得後の利用としては、家畜の放牧を予定されています。 担い手区分をご覧ください。 申請対象農地は地域計画外の農地ですが、受け人は基準面積要件などの担い手要件を充たしているため、売買事業活用の要件を充たしていると判断しています。 事業区分をご覧ください。 申請農地が地域計画外ということで、支援事業の要件を充たさず、一般事業と判断しています。 以上２件となります。 ただいま事務局の説明が終わりました。 これより議案第１１号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第１１号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって議案第１１号は、お諮りのとおり決定します。 また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。

事務局	次に、議案第１２号「非農地証明願いについて」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 議案第１２号「非農地証明願いについて」説明します。 ２３ページです。 今月の証明願い件数は１件です。 申請人の住所、氏名については省略します。 ２４ページです。 整理番号１番。 申請地は、大字〇〇字〇〇〇、畑２筆、５、１８９平米です。 立地基準については、農地区分が第２種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。 非農地の根拠については、１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地です。 現況は山林です。
議長（会長） 前原第３小委員会 委員長	事務局の説明が終わりました。 議案第１２号については、去る６月２７日に第３小委員会で審議がされています。 ここで、第３小委員会から報告をお願いします。 それでは、第３小委員会の報告を行います。 会長から招集を受けまして、６月２７日に、委員８名、事務局３名の計１１名の出席のもと第３小委員会を開催しました。 今回の議案は、非農地証明願い１件です。 議案第１２号「非農地証明願いについて」説明します。 整理番号１番、願出地は大字〇〇字〇〇〇で、〇〇〇〇〇から北に約６００メートルのところに位置します。 願出地の周囲の状況は、〇〇〇番〇〇〇は、北側は山林、南側と西側は原野、東側は道に接し、また、〇〇〇〇番〇〇〇は、南側は

	道で、それ以外は原野です。 10年以上耕作されていない等の記載がありますが、現況は4、50年以上の杉の立木が混在していて、かなり年数を経過していると思われました。 以上第3小委員会は、慎重・審議しました結果、非農地証明願い1件について、特に問題は見当たりませんでしたので、全会一致で非農地としてもやむを得ないと判断しました。 皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。
議長（会長） 事務局	続いて、事務局より判断根拠の説明をお願いします。 判断根拠を説明します。 非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。 よって、今月の議案第12号の1件については、非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。 以上です。
議長（会長）	ただいま、第3小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。 これより議案第12号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 議案第12号に対する第3小委員会の判断は、非農地として承認相当です。 また、事務局の判断も非農地として承認相当です。 お諮りします。

議長（会長）	議案第１２号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 議案第１２号は、原案のとおり決定します。
事務局	ここで、事務局から補足の説明があるそうです。 先ほど、議案第１１号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について」の判断根拠を説明していませんでした。 補足で説明させていただきます。 本議案第１１号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）についての判断根拠について」説明します。 本計画において、所有権移転を受ける者は、所有権移転を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。
議長（会長）	以上です。 以上で本日の議案審議は終了しました。 午前１０時１２分